

○電気設備の技術基準の解釈（20130215商局第4号）の一部を改正する規程 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正	現行
制定 20130215商局第4号 平成25年3月14日付け	制定 20130215商局第4号 平成25年3月14日付け
改正 20130318商局第5号 平成25年5月20日付け	改正 20130318商局第5号 平成25年5月20日付け
改正 20130510商局第1号 平成25年5月31日付け	改正 20130510商局第1号 平成25年5月31日付け
改正 20130925商局第1号 平成25年10月7日付け	改正 20130925商局第1号 平成25年10月7日付け
改正 20131213商局第1号 平成25年12月24日付け	改正 20131213商局第1号 平成25年12月24日付け
改正 20140626商局第2号 平成26年7月18日付け	改正 20140626商局第2号 平成26年7月18日付け
改正 20151124商局第2号 平成27年12月3日付け	改正 20151124商局第2号 平成27年12月3日付け
改正 20160309商局第2号 平成28年4月1日付け	改正 20160309商局第2号 平成28年4月1日付け
改正 20160418商局第7号 平成28年5月25日付け	改正 20160418商局第7号 平成28年5月25日付け
改正 20160826商局第1号 平成28年9月13日付け	改正 20160826商局第1号 平成28年9月13日付け
改正 20160905商局第2号 平成28年9月23日付け	改正 20160905商局第2号 平成28年9月23日付け
改正 20170803保局第1号 平成29年8月14日付け	改正 20170803保局第1号 平成29年8月14日付け
改正 20180824保局第2号 平成30年10月1日付け	改正 20180824保局第2号 平成30年10月1日付け
改正 20200220保局第1号 令和2年2月25日付け	改正 20200220保局第1号 令和2年2月25日付け
改正 20200511保局第2号 令和2年5月13日付け	改正 20200511保局第2号 令和2年5月13日付け
改正 20200527保局第2号 令和2年6月1日付け	改正 20200527保局第2号 令和2年6月1日付け
改正 20200806保局第3号 令和2年8月12日付け	改正 20200806保局第3号 令和2年8月12日付け
<p>電気設備の技術基準の解釈</p> <p>経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官</p>	<p>電気設備の技術基準の解釈</p> <p>経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官</p>

改正	現行
<p>【架空電線路の強度検討に用いる荷重】（省令第32条第1項）</p> <p>第58条 架空電線路の強度検討に用いる荷重は、次の各号によること。なお、風速は、気象庁が「地上気象観測指針」において定める10分間平均風速とする。</p> <p>一～十四（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 <u>鉄塔にあつては、第一項に規定する甲種風圧荷重と、地域別基本風速における風圧荷重を比べて、大きい方の荷重を考慮すること。また、次の各号に掲げる特殊地形箇所に施設する場合は、その大きい方の荷重と、局地的に強められた風による風圧荷重を比べて大きい方の荷重を考慮すること。ただし、これらの特殊地形箇所に施設する場合に、当該箇所の地形等から強風時の風向が電線路の走行とほぼ平行すると判断されるときは、対象外とする。</u></p> <p>一 従来から強い局地風の発生が知られている地域における稜線上の鞍部等、風が強くなる箇所</p> <p>二 主風向に沿って地形が狭まる湾の奥等の小高い丘陵部にあつて収束した風が当たる箇所</p> <p>三 海岸近くで突出している斜面傾度の大きな山の頂部等、海からの風が強まる箇所</p> <p>四 半島の岬、小さな島等、海を渡る風が吹き抜ける箇所</p> <p>五 強い風が風上側にある標高の高い丘で増速され、直近の急斜面によりさらに増速する箇所</p> <p>5 <u>鉄柱であつて、第一項に規定する甲種風圧荷重を適用する場合には、地域別基本風速における風圧荷重と比べて、大きい方の荷重を考慮すること。ただし、完成品の底部から全長の1/6（2.5mを超える場合は、2.5m）までを変形を生じないように固定し、頂部から30cmの点において柱の軸に直角に設計荷重の2倍の荷重を加えたとき、これに耐えるものにあつては、この限りでない。</u></p>	<p>【架空電線路の強度検討に用いる荷重】（省令第32条第1項）</p> <p>第58条 架空電線路の強度検討に用いる荷重は、次の各号によること。なお、風速は、気象庁が「地上気象観測指針」において定める10分間平均風速とする。</p> <p>一～十四（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 <u>鉄塔にあつては、次の各号に掲げる特殊地形箇所に施設する場合は、局地的に強められた風による風圧荷重を考慮すること。風圧荷重の検討においては、風速40m/sによる荷重と気象庁が記録する風速の年最大値による荷重を比べて大きい方の荷重を用いること。ただし、これらの特殊地形箇所に施設する場合に、当該箇所の地形等から強風時の風向が電線路の走行とほぼ平行すると判断されるときは、対象外とする。</u></p> <p>一 従来から強い局地風の発生が知られている地域における稜線上の鞍部等、風が強くなる箇所</p> <p>二 主風向に沿って地形が狭まる湾の奥等の小高い丘陵部にあつて収束した風が当たる箇所</p> <p>三 海岸近くで突出している斜面傾度の大きな山の頂部等、海からの風が強まる箇所</p> <p>四 半島の岬、小さな島等、海を渡る風が吹き抜ける箇所</p> <p>五 強い風が風上側にある標高の高い丘で増速され、直近の急斜面によりさらに増速する箇所</p> <p>5（新設）</p>